横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成27年10月2日(金)午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 坂本委員 長島委員
- 4 欠席者 西川委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成27年10月2日(金)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項 横浜市指定文化財の国重要文化財指定に伴う市の指定文化財の解除について 肢体不自由特別支援学校の再編整備計画について
- 3 その他

[開会時刻:午前10時00分]

~傍聴人入室~

岡田教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、当分の間、事情によりまして西川委員が欠席されます。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、教育長職務代理委員を10月1日から今田委員に指名させていただきましたので、御報告いたします。

今田委員

そういうことで、よろしくお願いします。

岡田教育長

よろしくお願いします。

それでは議事日程に従い、会議録の承認を行います。9月4日の会議録の署名者は今田委員と間野委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除きまして、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで お伝えください。

なお、前回9月18日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認 することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

- 1 市会関係
 - ○9/25 本会議(第3日)議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付 託
 - ○10/1 決算第一·決算第二特別委員会連合審査会(総合審査)

それでは、一般報告をさせていただきます。

まず、市会関係ですが、9月25日に本会議がございました。議案の議決を行っております。

10月1日、決算第一・決算第二特別委員会連合審査会がございました。

- 2 市教委関係
 - (1) 主な会議等
 - ○9/24 横総未来博
 - ○9/27 東京藝術大学生によるアウトリーチ
 - ○10/1 第56回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭
 - (2) 報告事項
 - ○横浜市指定文化財の国重要文化財指定に伴う市の指定文化財の解除について

○肢体不自由特別支援学校の再編整備計画について

続いて、市教委関係ですが、まず、主な会議等についてです。9月24日、横総未来博、横浜総合高校の未来博がございました。この未来博には岡田教育長、長島教育委員に出席していただいております。専門学校約60校、大学約20校、一般企業7社の協力を得て、校内に40以上の体験ブースを設置し、生徒や保護者はブースを訪問し、体験を通して進路を考える、そういう内容でございます。

続いて、9月27日、東京藝術大学の大学生によるアウトリーチが戸塚高校で行われました。西川委員に出席していただきました。東京藝術大学の学生等22名が講師となり、市立中学校生徒に対して金管・木管等の楽器の指導及びミニコンサートを行っております。会場となった戸塚高校の生徒たちが、講師や中学生のサポートを積極的に行いました。

10月1日ですが、第56回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭が三ツ沢陸上競技場で行われました。これには今田委員、長島委員に出席していただき、教育委員会事務局からも指導部長等の経営責任職が参加しております。昨年に続き、横浜こどもスポーツ基金の御支援をいただいて実施しております。今年度は日本体育大学のダブルダッチチームを招いて演技を披露していただいてます。当初は子供たちと一緒にダブルダッチの演技を行う予定でしたが、天候の事情で、ディスプレイに大きく映しての披露という形になっております。

続きまして、報告事項でございます。

横浜市指定文化財の国の重要文化財指定に伴う市の指定文化財の解除について、後ほど所管課から説明がございます。

続いて、2つ目は、肢体不自由特別支援学校の再編整備計画について、これも 後ほど所管課から説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いします。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

間野委員

質問ですけれども、昨日の中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭についてです。芝生にどれぐらい入れたのか。芝生の中で生徒たちが様々な演技や競技ができたかどうか。

岡田教育長

指導部長。

長谷川指導部 長

昨日体育祭に行ってまいりましたけれども、基本的に子供たちは、芝生の中に は入れませんでした。ボール投げが芝生で行われるのですけれども、投げたボー ルを取ってきたりとか、計測をするということで、先生方がそれをされていまし た。

間野委員

以前より申し上げていますけれども、本当に本末転倒だと思いますので、教育 委員会だけでできることではないと思いますが、関係部署に働きかけて、芝生の 中で子供たちが競技や演技をできるように図っていただければと思います。

岡田教育長

では、しっかり伝えていきましょう。

長島委員

小学校の体育大会でも是非それが同じようになるように、関係部署に働きかけてほしいと思います。

岡田教育長

ほかには何かございますでしょうか。

長島委員

藝大のアウトリーチについて、会場になった戸塚高校に、多くの中学生が来校 されたということなのですけれども、中学生はどのくらいの規模だったのか、人 数や学校数がもしわかれば教えていただければと思います。

岡田教育長

では、指導部長。

長谷川指導部 長

中学生が大体90名程度参加しております。そして、戸塚高校の吹奏楽の生徒が一緒に加わっているということで、大体120人くらいが実際に指導を受けています。

長島委員

それは想定の数なのでしょうか。本当はもっと多く来ると見込んでいたのか、 想定よりも多かったのか。せっかく良いことなので。

長谷川指導部 長

中学生がどのくらい参加してくれるかということが心配だったのですけれども、想定以上に参加していただきました。各中学校の顧問の先生や音楽担当の先生に声かけをしていただいて、学校によっては吹奏楽部が丸ごと参加したというところもありました。生徒は大体1、2年生が中心だったのですけれども、それぞれ木管・金管の個人レッスンというような形で指導を受けていました。

長島委員

ありがとうございます。藝大というと、音楽をやっている子供たちにとっては 憧れでしょうから、そういうところで将来の夢だったりとか、進路に関わるよう なことがもっと周知されて、多くの中学生が参加できるというのがやはり良いと 思いますので、これからも広報等をしていただければと思います。

岡田教育長

ほかに何かございますでしょうか。

ほかに御質問・御意見等がなければ、横浜市指定文化財の国の重要文化財指定 に伴う市の指定文化財の解除につきまして、所管課から報告をさせていただきま す。

小林教育政策 推進等担当部 長

教育政策推進等担当部長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

横浜市立大学所有の横浜市指定有形文化財が9月4日付で国の重要文化財に指定されました。これに伴いまして、本市の文化財指定が解除となりましたので、 御報告申し上げます。詳しくは課長より報告いたします。

重松生涯学習文化財課長

生涯学習文化財課長の重松です。

資料を御覧ください。次の横浜市指定有形文化財が、平成27年9月4日付で国 指定重要文化財となりました。市の指定文化財が国の指定重要文化財となった場 合は、横浜市文化財保護条例第7条第3項の規定に基づき、横浜市指定文化財と しては同日付で解除となります。

なお、同条例第56条第2項の規定により、文化財保護審議会への諮問は要さないということになります。

文化財の概要ですけれども、種別は美術工芸品、名称及び員数は、「新古今和歌集竟宴和歌 一巻」ということで、所有者は公立大学法人横浜市立大学です。 市の文化財指定に上がりましたのが平成3年11月1日。大きさは、縦28.4セン チ、全長302.5センチ。時代は鎌倉時代でございます。

概要ですけれども、新古今和歌集の完成を祝いまして、元久2年に、後鳥羽院によって催されました歌会の和歌です。後鳥羽院の1首と、藤原良経らの各1首の計20首を収めているものでございます。勅撰集の完成に伴い、初めて催された竟宴における和歌であり、かつ、鎌倉時代中期に遡る最古の写本として貴重であるということで、資料の下のほうに写真を載せてございます。参考として、官報等を次のページにつけております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたら、お願いいたします。

今田委員

己が知識のないのを明かすようですけれども、こういうものを写本でやるときに、昔のことですから、その現物があって、それと同じように写して書くわけですね。そういうのは大体どのくらい作るものなのですか。現物の価値によって写本というものはたくさん作る物もあるのですか。一般的にどんなものなのですか。。

重松生涯学習 文化財課長

物によってやはり数は違うようで、絵巻のようなものはもっと少ないだろうと 想定されますが、詳しくは私も存じ上げていないというのが正直なところです。

今田委員

また機会があったときに、勉強して教えてください。すみません、わかりました。

間野委員

国の指定を受けたということは大変好ましいことだと思います。一方で、こういった重要文化財が市として研究に用いられていて、市民や一般の方々の目に触れる機会が少ない、あるいはただ展示してあるだけで、この物の価値を伝えるようなガイドが少ないというのが、実は日本全体の問題になっています。これから新観光立国と言われていて、多くの観光客を増やさなければいけない中で、きちんとこれが市民の目に触れたり、それで単なる説明文が置いてあるだけだと、例えば外国人は全くわからないわけですね。きちんと丁寧に、市民にもわかるような工夫が必要だと思います。それからこういったものが点在していると価値もなかなか伝えにくいし、人も集めにくいので、集約するような仕組もあわせて、個人所蔵のものとか、そういうものは難しいものもあるかもしれませんけれども、なるべく1つの重要な観光資源、市民にとっての文化資源として、様々な重要文化財などを考えていく必要があるのではないかと思います。意見でした。

小林教育政策 推進等担当部 長

ありがとうございます。横浜市歴史博物館ではそのような趣旨にのっとりまして、年に1回、市指定文化財を展示するような企画展もやっております。この企画展なども利用しまして、できるだけ多くの市民の方にこういった良いものを見ていただく機会を、横浜市としても設定するように伝えていきたいと思います。

間野委員

よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、肢体不自由特別支援学校の再編整備計画につきまして、所管課から説明いたします。

長谷川指導部 長 指導部長の長谷川でございます。

肢体不自由特別支援学校の再編整備計画について、既に9月14日の常任委員会 で御報告しています。本日は資料に沿いまして、内容について説明いたしますの で、よろしくお願いいたします。では、課長からお願いいたします。

吉原特別支援 教育課長 特別支援教育課長の吉原です。よろしくお願いいたします。

今、部長からお話がありましたように、常任委員会で肢体不自由特別支援学校 の再編整備についてのお話をいたしました。お手元の資料がそのときの資料でご ざいます。

内容としては、肢体不自由特別支援学校の現状と課題、再編整備の概要、再編 整備に伴う左近山特別支援学校の開校についてです。

1番、肢体不自由特別支援学校の現状と課題については、昭和40年から50年代の本市肢体不自由特別支援学校の考え方と、近年、肢体不自由特別支援教育の部分で変わってきたところ、自立と社会参加等を考えて、重度から軽度まで、ということ。そして、防災の観点から近くの学校に、というところ。また課題としては、上菅田特別支援学校、北綱島特別支援学校の課題について説明いたしました。

2番は、現状と課題を踏まえまして、再編整備の概要についてです。一番大きいところは、全ての肢体不自由特別支援学校の教育環境や教育活動の充実を図るということで、次の2点を説明いたしました。肢体不自由特別支援学校5校全でについて、軽度から重度までの児童生徒を受け入れるために、教育課程・教育環境を整備するということと、自宅に近いところに就学できるようにということです。

3番ですが、具体的には、左近山特別支援学校(仮称)を開校して、北綱島特別支援学校を閉校し、機能を他の特別支援学校全体に移すという報告をいたしました。

常任委員会の先生方の御意見等として、通学時間について、左近山特別支援学校(仮称)の規模について、県立特別支援学校への受け入れ体制について、それと横浜市肢体不自由特別支援学校の5校の現状についてのものがございました。それと一番大きかった御意見につきましては、これから県の教育委員会の連携と保護者に丁寧に説明をしてくださいというものがございました。

今も現実に神奈川県の教育委員会と連携しているところで、第1回目の保護者 説明会が行われております。今後は引き続き県の教育委員会と連携を深めなが ら、不安のないように、保護者一人ひとりに丁寧に説明をさせていただきたいと 思います。

以上、簡単ですが、報告させていただきます。

岡田教育長

所管課から説明いたしました。御質問等がございましたら、お願いいたします。

今田委員

この計画は第2期の教育振興基本計画を作るときに既にいろいろ議論をして、 今の子供たちの状況、それから様々なそのほかの用意も含めて検討してきて、また県でも新しい動きがあるというようなことで、この計画についてはそういう格好で進んでいこうということで、計画をされました。そういう点で、総論的には、全体的な問題を含めてやっていくこととなりましたが、しかし一方で、今度は北綱島特別支援学校の狭隘化の問題や、いろいろなほかの理由の中で、いずれ 閉校することになっていくとすると、今通っている子供たちの保護者の皆さんへのフォローというか、対応をかなり丁寧にやっていただきたい。保護者の皆さんはやはりいろいろ思いがあっても、なかなか言いにくい部分もきっとあるでしょうから、そこは先生方も長年の経験を生かして、深い思いをうまく聞き取るという、その努力は是非お願いしたいと思います。これは市会の先生もそう思われたでしょうし、教育委員の皆さんも恐らく同じような思いでしょうけれども、是非そこだけは丁寧に心がけてやっていただきたいということをお願いしておきます。

長谷川指導部 長

特に北綱島特別支援学校におきましては、医療的なケアが必要な最重度の子供たちもおります。そういう子供たちの保護者の思い、あるいはいろいろな意味での不安、そういうところも含めてしっかり聞きながら、丁寧に個々のケースに対応していきたいと考えております。

岡田教育長

ほかに。

間野委員

全国に先がけて、重度も含めて横浜市が取り組んできたことはすばらしいことだと思います。ただ、1の最初のパラグラフで、私自身も結論はないのですが、気になったのが、「全国に先がけて重度の障害児への教育保障を行ってきました」、別の言い方をすると、「教育を保障してあげました」というような感じがします。おそらく、哲学とか思想の問題なのですけれども、これは大きなパラダイムの違いがあると思うのですね。これはそもそも教育責任なのか、保障してあげるものなのかどうなのかという。昭和40年代、50年代は保障してあげた時代だと思うのですけれども、21世紀、これからの時代は、これが教育責任になっていく、もちろん責任にはさまざまな財政支出も含めていろいろなことが必要になってくるのですが、そのあたりの文部科学省も含めた潮流というのでしょうか、それはどんな感じなのでしょうか。

吉原特別支援 教育課長

特別支援学校は義務化になりまして、誰でも教育を受ける権利について昭和54年に文部科学省の通知が出ており、肢体不自由特別支援学校に在籍している生徒さん、最重度のお子さんの教育の場として訪問指導という教育の場があるのですね。通学と訪問指導と。横浜の場合には、全国に先がけて訪問指導のお子さんもなるべく通学をさせて指導しようということを4校の小規模特別支援学校で行ってきました。保障や義務ということで、教育を受ける権利という部分については義務ということがあるのですが、通学させるということに関しては、横浜としては何とかしていこうという、そこは全国的にも珍しいところです。

間野委員

細かい字句のことを言えば、別に保障と言わないでも、保障の字を取っても差し支えないという気がいたしました。感想です。

岡田教育長

ありがとうございます。ほかには何かございますでしょうか。それでは、北綱 島の保護者の方への丁寧な説明をしていきましょう。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。本日の案件は以上となります。事務局からの報告をお願いします。

古橋総務課長

次回の教育委員会臨時会は、10月16日、金曜日の午前10時から開催する予定で すので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会臨時会は10月16日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知いたしますので、御確認をお願いいたします。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。傍聴の方は御退席をお願いいたします。また、関係職員以外の方も御退席ください。

なお、教育委員の皆さんは連絡事項がございますので、このままお待ちいただきたいと思います。

[閉会時刻:午前10時24分]